

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項に 基づく命令違反に係る過料の裁判の結果について

香川県では、令和 4 年 1 月 21 日から 3 月 21 日までの間、まん延防止等重点措置として、県内に所在する飲食店に対し、営業時間の短縮等の要請を行い、要請に応じなかった飲食事業者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項に基づく命令（行政処分）を行いました。

この命令に従わなかった飲食事業者については、同年 4 月 25 日、同法第 80 条第 1 号に基づき 20 万円以下の過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しました。

これに関して、下記のとおり、結果が判明しましたのでお知らせします。

### 記

- 1 裁判所への通知日  
令和 4 年 4 月 25 日（月曜日）
- 2 裁判所への通知店舗数  
命令違反が確認された 22 店舗
- 3 今回裁判所から結果の通知があったもの  
処罰しないと決定 3 店舗  
※上記 3 店舗を除く 19 店舗分については、既に結果を公表しています（令和 4 年 9 月 5 日、同年 10 月 3 日、同年 11 月 22 日及び令和 5 年 2 月 2 日に公表）。
- 4 その他  
店舗名や決定の理由等の詳細は、法令の規定等により非公表としています。  
なお、令和 4 年 4 月 25 日付けで裁判所に通知した 22 店舗全てについて、過料の裁判が終了しました（20 万円以下の過料に決定：18 店舗、処罰しないと決定：4 店舗）。